

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和2年6月25日(2020.6.25)

【公表番号】特表2019-522812(P2019-522812A)

【公表日】令和1年8月15日(2019.8.15)

【年通号数】公開・登録公報2019-033

【出願番号】特願2018-561538(P2018-561538)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

B 32 B 7/023 (2019.01)

B 32 B 27/00 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/30

G 02 F 1/1335 5 1 0

B 32 B 7/023

B 32 B 27/00 B

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月15日(2020.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の遮断軸を有する吸収型偏光子と、前記第1の遮断軸に対して実質的に平行な第2の遮断軸を有する多層ポリマー反射型偏光子と、を含み、前記吸収型偏光子及び前記反射型偏光子が互いに結合されている偏光子積層体であって、

前記反射型偏光子は、前記反射型偏光子を95℃で40分間加熱した場合に、前記吸収型偏光子との結合に先立ち、前記第2の遮断軸に沿って0.4パーセント～3パーセントの範囲の収縮率を有する、偏光子積層体。

【請求項2】

前記吸収型偏光子及び前記反射型偏光子は、接着層を介して互いに結合されている、請求項1に記載の偏光子積層体。

【請求項3】

前記反射型偏光子とは反対側の前記吸収型偏光子上に配置された接着層を更に含み、前記収縮率は、前記接着層を介してガラスシートに積層された前記偏光子積層体を95℃で100時間加熱した場合に、前記反射型偏光子が、マイクロリンクルを実質的に含まないような収縮率である、請求項1に記載の偏光子積層体。

【請求項4】

前記反射型偏光子の前記収縮率は、前記偏光子積層体を95℃で40分間加熱した場合に、前記第1の遮断軸に沿った前記吸収型偏光子の収縮率の0.9～3倍である、請求項1に記載の偏光子積層体。

【請求項5】

前記吸収型偏光子は、少なくとも1つの保護層に結合した光学活性配向ポリマー層を含む、請求項1に記載の偏光子積層体。

【請求項6】

前記反射型偏光子は、交互に配置された複数の第1及び第2のポリマー層を含み、前記第1のポリマー層は、前記第2の遮断軸に沿って第1の屈折率を有し、前記第2のポリマー層は、前記第2の遮断軸に沿って第2の屈折率を有し、前記第2の屈折率は、前記第1の屈折率よりも小さく、前記第2のポリマー層は、100未満のガラス転移温度を有する、請求項1に記載の偏光子積層体。

【請求項7】

前記ガラス転移温度は、80未満である、請求項6に記載の偏光子積層体。

【請求項8】

バックライトと、ガラス層と、請求項1に記載の偏光子積層体と、を含むディスプレイであって、前記偏光子積層体は、反射型偏光子とは反対側の吸收型偏光子上に配置された接着層を更に含み、前記偏光子積層体は、前記接着層を介して前記ガラス層に接着されており、前記偏光子積層体は、前記ガラス層と前記バックライトとの間に配置されている、ディスプレイ。

【請求項9】

前記反射型偏光子は、前記ガラス層に接着された前記偏光子積層体を95で100時間加熱した場合に、マイクロリンクルを実質的に含まない、請求項8に記載のディスプレイ。

【請求項10】

前記反射型偏光子は、前記ガラス層に接着された前記偏光子積層体を100で1000時間加熱した場合に、マイクロリンクルを実質的に含まない、請求項8に記載のディスプレイ。